

公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針の概要

I 策定趣旨

公共分野における県産木材の利用拡大を図り、県産木材の地産地消の取組を更に進めるため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく国の基本方針に即して、県が整備する公共建築物等における木材利用の推進方向を示す県方針として策定

II 基本方針の概要

第1 県産木材の利用促進の意義等

- ① 木材は断熱性、調湿性に優れ、衝撃緩和の効果が高いなどの性質を有するほか、循環利用できる再生可能で、カーボンニュートラルな環境にやさしい資材
- ② 県産木材の利用促進は、森林の適切な整備につながるとともに、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止など森林の持つ多面的機能の発揮、農山村をはじめとした地域経済の活性化に貢献
- ③ 公共分野における県産木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、民間分野における県産木材の利用促進など波及効果を期待

第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ① 県や市町、民間事業者が整備する学校、社会福祉施設などの公共建築物における木材の利用を促進
- ② 公共建築物における木造化や内装の木質化を促進
- ③ 森林バイオマスエネルギー利用など建築材料以外での木材の利用も促進

第3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- ① 低層の公共建築物については、原則として木造化を促進するため、公共建築物の木造化促進基準を設定

【公共建築物の木造化促進基準】

建築物の用途	対象施設	木造化促進基準	
		【重点推進】 1千㎡以下	1千㎡超～3千㎡以下
学校	校舎等	2階建以下は木造	2階建以下、2千㎡未満で可能なものは木造
運動施設	武道館、体育館等	平屋建は木造	平屋建、2千㎡未満で可能なものは木造
社会教育施設	図書館、博物館等	2階建以下は木造	2階建以下、2千㎡未満で可能なものは木造

建築物の用途	対象施設	木造化促進基準	
		【重点推進】 1千㎡以下	1千㎡超～3千㎡以下
病院等	入院施設あり	2階建以下は木造 〔2階床面積が3百㎡以上は要準耐火構造〕	2階建以下で可能なものは木造 (同左)
	入院施設なし	2階建以下は木造	2階建以下で可能なものは木造
公営住宅等	県営住宅、職員宿舎等	2階建以下は木造 〔2階床面積が3百㎡以上は要準耐火構造〕	2階建以下で可能なものは木造 (同左)
庁舎等	庁舎、駐在所等	2階建以下は木造	2階建以下で可能なものは木造
社会福祉施設	児童福祉施設等	法令の範囲内で可能なものは木造	
<p>※ 建築基準法等法令において、耐火建築物等とすることが求められない低層の公共建築物について木造化。なお、防災施設など特殊な目的を有する建築物等は除外。</p> <p>※ 他構造と比較して建築コストが大幅に増加する場合などは、木材利用による効果等を含め総合的に判断。</p>			

② 公共建築物においては、低層・高層にかかわらず内装の木質化を積極的に推進（※ 県民の目に触れる機会が多い箇所や腰壁、床等の木質化）

③ 公共建築物の整備等に利用する木材は、原則として県産木材を使用

④ 建築コストの低減や円滑な部材調達と、地域の建築関係者の技術が活用できる住宅建築用部材の利用を促進

⑤ 強度や乾燥等品質の確保された「優良県産木材認証制度」認証材やJAS製品の利用を促進

⑥ 森林バイオマスエネルギー利用の積極的な推進をはじめ、公共土木工事等においても間伐材等木材の利用を促進

第4 公共建築物等の整備に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ① 品質の確保された優良県産木材やJAS製品の安定供給を促進
- ② 県産木材の利用を促進するため、木材に関する総合的な情報を提供
- ③ 県産木材の生産、流通、加工体制の整備を促進

第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する必要な事項

- ① 県産木材の利用を県・市町が一体となって推進するため、県・地域段階における推進体制を整備
 - ※ 県段階の推進組織として「県産木材利用推進会議」を設置
 - ※ 地域段階の推進組織として「地域県産木材利用推進会議」を設置
- ② 公共建築物の整備計画段階における事前協議制の導入